

佐久市災害時協力井戸指定（更新）申出書の提出

現地調査

- (1) 市内にある井戸であること。
- (2) 申出者が所有し、又は管理している井戸であること。
- (3) 災害時、井戸水を提供できること。
- (4) 井戸の設備構造及び周辺環境が別表に定める基準を満たすものであること。

【別表】

○設備構造

- ・汚水等が流入し、井戸水を汚染するような構造になっていないこと。
- ・井戸水を汲み上げるための電動若しくは手動のポンプ又はつるべ等が設置されていること。
- ・井戸に枠等が設置され安全であること。

○周辺環境

- ・井戸の周囲に井戸水を汚染するようなものがないこと。

指 定

不 指 定

標識の交付、「災害時協力井戸」として利用開始

【遵守事項】

- (1) 平常時より、敷地の出入口の見やすい場所に「佐久市災害時協力井戸」の標識を掲示すること。
- (2) 平常時より、災害時協力井戸又は給水口の見やすい場所に注意事項を示す標識を掲示すること。
- (3) 平常時より、災害時協力井戸の設備構造及び周辺環境を適切に保つこと。
- (4) 災害時、災害時協力井戸の井戸水を無償で提供すること。